

広尾町ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護運営規程

(事業の目的)

第1条 広尾町が開設する広尾町立特別養護老人ホームつつじ苑（以下「施設」という。）が行うユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（以下「施設サービス」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の従業者が、要介護状態にある高齢者（以下「入所者」という。）に対して、適正な施設サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 施設は、入所者一人一人の意思及び人格を尊重し、地域密着型施設サービス計画（以下「施設サービス計画」という。）に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入所前の居宅における生活と入所後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入所者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことができるよう支援するものとする。

2 施設は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

3 施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

4 施設は、施設サービスを提供するに当たっては、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(施設の名称)

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 広尾町立特別養護老人ホームつつじ苑

(2) 住所 広尾郡広尾町公園通南4丁目5番地

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 施設に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。ただし、人員（ ）内数値は併設広尾町短期入所生活介護事業所との兼務人員とする。

(1) 管理者 1名（1名）

施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に施設運営に必要な指揮命令を行

う。

- (2) 医師 1 名 (1 名) (非常勤)
健康管理及び療養上の指導を行う。
 - (3) 生活相談員 1 名以上 (1 名)
日常生活上の相談・援助を行う。
 - (4) 介護職員 (看護職員と合わせて、常勤換算で入所者 3 人ごとに 1 人以上) 10 名以上 (3 名)
日常生活全般にわたる介護業務を行う。
 - (5) 看護職員 2 名以上 (1 名)
保健衛生管理及び看護業務を行う。
 - (6) 機能訓練指導員 (看護職員兼務) 1 名以上 (1 名)
日常生活を営むのに必要な機能を改善し又は減退を防止するための訓練を行う。
 - (7) 介護支援専門員 1 名 (1 名)
施設サービス計画の立案及び自立支援を行う。
 - (8) 管理栄養士又は栄養士 1 名 (1 名)
食事の献立作成、栄養計算及び栄養指導等を行う。
 - (9) 事務員 1 名以上 (1 名)
会計、経理、物品の管理、その他施設の管理の運営を行う。
 - (10) その他の従業者 必要数
(入所定員、ユニットの数及びユニットごとの入所定員)
- 第 5 条 施設の入所定員は、29 名とし、ユニットの数は、2 ユニット、ユニットごとの入所定員は 14 名又は 15 名とする。なお、居室はユニット型個室とする。
- 2 施設は、入所定員及び居室の定員を超えた入所させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。
(勤務体制の確保等)
- 第 6 条 施設は、入所者に対して適切な施設サービスを提供できるよう、従業者の体制を定める。
- 2 入所者に対する施設サービスの提供は、施設の従業者によって行う。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。
- 3 施設は、従業者の資質向上のための研修の機会を設ける。その際、施設は、全ての従業者 (看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。) に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を設けるものとする。

- 4 施設は、適切な施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(内容及び手続の説明並びに同意及び契約)

- 第7条 施設は、施設サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ入所申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得た上で契約を締結ぶ。

(施設サービスの内容)

- 第8条 施設で行う施設サービスの内容は次のとおりとする。

- (1) 施設サービス計画の作成
- (2) 介護
- (3) 食事
- (4) 相談及び援助
- (5) 社会生活上の便宜の提供等
- (6) 機能訓練
- (7) 栄養管理
- (8) 口腔衛生の管理
- (9) 健康管理

(利用料等)

- 第9条 施設サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、その施設サービスが法定代理受領サービスに該当する施設サービスを提供した際には、入所者から利用料の一部として、当該施設サービスについて、法第42条の2第2項第3号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額から当該施設に支払われる地域密着型施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 2 施設は、法定代理受領サービスに該当しない施設サービスを提供した際に入所者から支払を受ける利用料の額と、地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにするものとする。

- 3 施設は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

- (1) 食事の提供
- (2) 居室の提供
- (3) 特別な食事の提供
- (4) 理美容

- (5) 日常生活品の購入代行
- (6) 行政機関の手続の代行
- (7) 預り金等の管理費
- (8) テレビの貸出費用
- (9) 持込み家電電気料
- (10) 町外通院及び入退院介助
- (11) 教養娯楽設備等の提供あるいはレクレーション行事

4 前項に定めるサービスを提供した場合の利用料の額は、別に定める所定の額とする。

5 施設サービスの提供に当たって、あらかじめ入所者又はその家族に対して、施設サービスの内容及び費用について文書を交付して説明を行い、入所者の同意を得るものとする。

(要介護認定に係る援助)

第10条 施設は、施設サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめることとする。

2 施設は、入所申請の際に要介護認定を受けていない入所申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、入所申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう、必要な援助を行うものとする。

3 施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入所者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行うものとする。

(サービス提供困難時の対応)

第11条 施設は、入所申込者が入院治療を必要とする場合その他入所申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設若しくは介護医療院を紹介する等の適切な措置を速やかに講じることとする。

(入退所)

第12条 施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、施設サービスを提供するものとする。

2 施設は、入所申込者の数が入所定員から入所者の数を差し引いた数を超える場合には、介護の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、施設サービスを受ける必要性が高いと認められる入所申込者を優先的に入所させるよう努めるものとする。

3 施設は、入所申込者の入所に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、

病歴、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努めるものとする。

- 4 施設は、入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の従業者の間で協議し、定期的に検討するものとする。
- 5 施設は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、入所者の円滑な退所のために必要な援助を行うものとする。
- 6 施設は、入所者の退所に際しては、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

（施設の利用にあたっての留意事項）

第13条 入所者は施設サービスの提供を受けるにあたり、次の各号に定める事項について遵守しなければならない。

- (1) 決められた場所・時間以外での喫煙・飲酒・飲食等の禁止
- (2) 従業者又は他の入所者に対し、ハラスメントその他の迷惑行為の禁止
- (3) 従業者及び他の入所者に対する身体的・精神的暴力の禁止
- (4) 指定した場所以外で火気を用いること。
- (5) 故意に施設若しくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。
- (6) 外泊、外出するときはあらかじめ届出し承認を得ること。
- (7) その他契約書及び重要事項説明書の記載事項

（サービスの提供の記録）

第14条 施設は、入所に際しては入所の年月日並びに入所している介護保険施設の種類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該者の被保険者証に記載するものとする。

- 2 施設は、施設サービスを提供した際には、提供した具体的なサービス内容等を記録するものとする。

（緊急時等における対応方法）

第15条 サービス提供時において、入所者の病状の急変が生じた場合は、速やかに配置医師又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

- 2 施設は、前項の配置医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時における対応方法の見直しを行い、必要に応

じて緊急時における対応方法の変更を行う。

（非常災害対策）

第16条 施設は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画を作成し、防火管理に関する責任者を定め、消防機関と連携し、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

2 施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

（業務継続計画の策定等）

第17条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（衛生管理等）

第18条 施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適切に行うこととする。

2 施設は、当該施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 施設において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(4) 前3号に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第19条 施設は、入所者に対する施設サービス提供による事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講ずるものとする。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する。
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備する。
- (3) 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する研修を定期的に実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を配置する。

- 2 施設は、入所者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに、市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じることとする。
- 3 施設は、前項の事故の状況及び事故に際して行った処置について記録するものとする。
- 4 施設は、入所者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。
（身体的拘束等）

第20条 施設は、施設サービスの提供に当たっては、入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わない。

- 2 施設は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。なお、当該記録は2年間保存するものとする。
- 3 施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。
 - (4) 身体的拘束等の適正化の専任の担当者及び責任者を配置する。

（虐待防止に関する事項）

第21条 施設は、入所者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針を整備する。

(3) 虐待防止するための定期的な研修を実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を配置する。

2 施設は、サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者（入所者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。また、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めるものとする。

（入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び従業者の負担軽減に資する方策を検討するための委員会）

第22条 施設は、当該施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るために、当該施設における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び従業者の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的開催するものとする。

（秘密保持等）

第23条 従業者は、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らさないことを厳守する。

2 施設は、従業者が退職した後も、正当な理由なく、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じる。

3 施設は、関係機関、医療機関等に対して、入所者に関する情報を提供する場合には、あらかじめ文書により入所者又は代理人の同意を得ることとする。

（苦情処理）

第24条 施設は、提供したサービスに係る入所者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずることとする。

2 施設は提供したサービスに関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村職員からの質問若しくは照会に応じ、及びその入所者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うよう努めるものとする。

3 施設は、提供したサービスに関する入所者又はその家族からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項

第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの同号の指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うよう努めるものとする。

（地域との連携等）

第25条 施設は、施設サービスの提供に当たっては、入所者、入所者の家族、地域住民の代表者、施設が所在する市町村の職員又は地域包括支援センターの職員、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用してできるものとする。ただし、入所者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。）（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設けるものとする。

2 施設は、前項の報告、評価、要望、助言等について記録を作成するとともに、当該記録を公表するものとする。

3 施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図るものとする。

4 施設はその運営に当たっては提供したサービスに関する入所者又はその家族からの苦情に関して市町村が派遣する者が相談及び援助を行う事業に協力するよう努めるものとする。

（協力病院等）

第26条 施設は、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ協力病院を定めるものとする。

（記録の整備）

第27条 施設は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくものとする。

2 施設は、入所者に対する施設サービスの提供に係る諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存するものとする。

（損害賠償）

第28条 施設は、入所者に対する施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。ただし、施設及び従業者の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではない。

（その他）

第29条 この規程に定めるもののほか、施設の運営に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和7年8月1日から施行する。